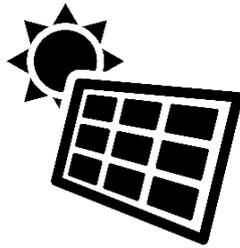


# 再エネ・省エネ機器の導入を支援します



補助の種類	交付対象者	補助率	上限額
<b>①木質バイオマス熱利用設備</b> (薪ストーブ、ペレットストーブ、ペレットボイラー等) ※二次燃焼等により排煙を減少させる機能があるもの又は燃焼効率70%以上のもの	市内事業者または住民登録のある個人	導入費用の2/3以内	50万円
<b>②再生可能エネルギー設備</b> ※全量を自家消費できるもの(余剰エネルギーの売却は可)	市内事業者	導入費用の1/2以内	50万円
<b>③定置型蓄電池</b> ※再エネと併設し、再エネ由来の電力を充電するもの	市内事業者	導入費用の1/2以内	50万円
<b>④LED照明</b>	市内事業者	導入費用の2/3以内	10万円

- ◆②③④の同時導入は可
- ◆リースでの導入も可
- ◆設備を矢板市内の土地・建物に据付けて利用すること(可動式の設備は対象外)
- ◆矢板市内に本店・支店・営業所のある事業所(床面積 1,000 m<sup>2</sup>未満に限る)による工事や調達をすること(木質バイオマス熱利用設備は市外からの調達も可)
- ◆導入費用とは、設備本体(付属品含む)+稼働に必要な工事費(他の補助事業を活用する場合は、その補助額を差し引いた額)

**申請期間：令和4年8月1日(月)～令和5年2月28日(火)**

申請は1回のみ

交付決定前の導入は対象外

※予算がなくなり次第、受付を終了します  
 ※申請期間内に申請書を提出し、事業終了後、3月10日までに請求書を提出してください

補助金の詳細や申請状況は市ホームページに掲載⇒



お問い合わせ・申請先

矢板市 生活環境課  
 〒329-2192 栃木県矢板市本町 5-4  
 電話 0287-43-6755

